告　示

○国家公安委員会告示第二号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十三日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　須田　健治

㈡　変更後の代表者の氏名　岡村幸四郎

二　変更を行った年月日　平成二十五年十一月五日

○国家公安委員会告示第三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十三日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　白石　省三

㈡　変更後の代表者の氏名　森田　浩治

二　変更を行った年月日　平成二十五年十一月二十五日

○法務省告示第三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十三日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社トリプルA&M	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目六番八号	鉄筋施工

○法務省告示第三十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十三日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表岡山イーグル株式会社の項中「鋳造」の下に「、機械加工」を加え、同表に次のように加える。

三宝ゴム工業株式会社	東京都江東区亀戸四丁目五十二番十七号	工業用ゴム製品製造
ＩＫＯＭＡロボテック株式会社	岡山県津山市東一宮百八十八番地の十一	機械加工、仕上げ、電気機器組立て

○外務省告示第二十九号

平成二十五年十二月二十日にプライアで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカーボヴェルデ共和国政府との間に行われた。

平成二十六年一月二十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カーボヴェルデ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカーボヴェルデ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百五十二億九千二百万円（一五、二九二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、サンティアゴ島上水道システム整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カーボヴェルデ共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、カーボヴェルデ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、カーボヴェルデの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カーボヴェルデ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カーボヴェルデ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカーボヴェルデ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカーボヴェルデ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カーボヴェルデ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカーボヴェルデ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカーボヴェルデ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカーボヴェルデ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカーボヴェルデ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税